

外国人材受入支援及び外国人留学生等就職サポート事業実施業務委託仕様書

1 事業の名称

令和3年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト：外国人材受入支援及び外国人留学生等就職サポート事業実施業務委託

2 事業の目的

県内の企業においては「社内の受入体制が未整備」、「採用ルートがわからない」、「在留資格の変更手続きなどの負担がかかる」などの理由から、労働者不足の状況にあっても外国人材の採用に躊躇する傾向が多くみられる。更に、昨年度から新型コロナウイルス感染症が蔓延し現状では感染拡大対策で外国人の上陸拒否が継続している。これらの課題・現状に対応するために、企業を対象に労働関係法令の遵守に向けた周知や採用・活用ノウハウ等を提供するセミナー、個別相談会を実施することで、企業側の外国人材の受入体制を整備し県内企業における外国人材の確保・育成につなげる。

外国人留学生においては、就職希望に対して県内企業での採用が進んでいない。この一因として、企業も留学生も雇用機会(job availability)を把握できていないことが挙げられる。雇用機会の風通しを良くするために、企業と求職者の交流会・合同企業説明会等(外国人材受入支援事業との連携を含む)を通して県内企業との出会いの場を創出し雇用機会の共有を促進する。また、適宜キャリアカウンセリングを行うことにより企業とのより良いマッチングを目指す就職支援を行う。

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和4年1月31日(月)まで

4 委託業務の内容

以下の事業を企画し、実施すること。

また、本事業を効果的なものとするために本仕様書に明記されていない内容について提案に盛り込むことを妨げないものとする。なお、今年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点を含めインターネット等を利用する運営方法を提案すること。

(1)外国人材受入支援事業：

既に日本に在留する外国人材（留学生、技能実習生等）の在留資格変更による雇用を主に業種別にオンラインセミナーを実施する。又、外国人材雇用全般に係るオンライン相談会を実施する。

ア 対象者

県内に本社又は事業所があり、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト事業指定対象業種(別表)の地域雇用活性化コースに該当する企業の経営者または人事管理担当者

イ セミナーの内容

(ア)オンラインセミナーを6回程度実施し、各回10社以上の参加企業を目標とする。

(イ)業種別、テーマ別の組み合わせとする。

- ・業種は、「製造業」「小売業」「宿泊業・飲食サービス業」。
- ・テーマ別とは「外国人留学生の雇用」「特定技能外国人の雇用」

(ウ)セミナー構成

- 一部：コロナ禍での外国人材雇用をめぐる制度について
- 二部：日本に在留する外国人材の在留資格変更について
「外国人留学生の雇用」「特定技能外国人の雇用」
- 三部：外国人材の受入企業による体験談

ウ 個別相談会の内容

(ア)外国人材雇用全般に係るオンライン個別相談会を3回程度実施する。

(イ)事業期間中オンライン相談窓口を別途開設する。

(ウ)50社以上の参加企業を目標とする。

エ その他

(ア)企業の募集において、波及性の高い広報活動を実施する。

(2) 外国人留学生等就職サポート事業：

日本で就職を考えている外国人留学生等に対して、県内での正規雇用につながるプログラムを、次のアからウを含めた構成で実施する。

ア 対象者

求職者：外国人留学生、身分・地位に基づく在留資格を有するもの。日本における居住地は問わない。なお、外国人留学生においては、高等教育機関等の最終学年とする。

企業：県内に本社又は事業所があり、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト事業指定対象業種(別表)の地域産業活性化コースあるいは地域雇用活性化コースに該当する事業者であり、外国人留学生等の採用を行っている、もしくは採用の意向がある。

イ 就職支援活動

(ア)企業と求職者のオンライン交流会あるいはオンライン合同企業説明会の実施

- ・5回程度開催する。開催時期及び参加企業募集においては、「外国人材受入支援事業」と連携する。
- ・各回の参加企業数は3～5社程度とする。
- ・参加企業は別表にある対象業種とし、業種及び企業所在地が偏らないよう幅広く構成する。
- ・参加求職者は、10人以上/回とし、三重県内外から幅広く募集する。

(イ) 企業見学、就業体験の実施

・新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、可能な場合、上記交流会あるいは合同企業説明会の参加者の中で希望する者に実施する。

(ウ) キャリアカウンセラーの配置及び就職相談の実施

・事業期間を通して定期的なオンライン就職相談会を開設する。
・国家資格キャリアカウンセラーを三重県産業支援センターと協議の上選定し依頼する。

ウ その他

(ア) 求職者及び企業の募集において、波及性の高い広報活動を実施する。

5 事業目標の設定

当該事業における目標設定を行い、それを踏まえた業務計画を策定して、業務を実施すること。なお、目標及び業務計画については支援センターと協議すること。

6 契約上限額(消費税及び地方消費税を含む)

外国人材受入支援及び外国人留学生等就職サポート事業：4,368,452円

(内消費税397,132円)

【内訳】外国人材受入支援事業：1,614,454円 (内消費税146,769円)

外国人留学生等就職サポート事業：2,753,998円 (内消費税250,363円)

※各事業において上記の額を上限とし、事業間での事業費の流用は認めない。

7 実施事業者の条件

- (1) 事業推進において、参加企業・求職者双方に対して有益な運営ができるノウハウを有していること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加の資格)に規定する者に該当しないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

8 実務実施体制

(1) 運営事務局の設置

受託者は、運営事務局を設置し、組織体制を整えて、必要な職員を配置すること。緊急を要する事態が発生した場合を想定し、支援センターとの連絡を迅速に行えるよう対応すること。

(2) 実施体制及びスケジュールの作成

受託者は、委託契約後速やかに、本委託業務の実施体制表(企画提案書様式2・業務実施体制)及びスケジュールを作成し、支援センターの承認を得ること。なお、これらに変更がある場合も、支援センターの承認を得ること。また、業務の実施にあたっては支援センターと協議のうえで行うこと。

(3)安全衛生

受託者は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、参加者の安全衛生について十分配慮すること。なお、プログラムの内容により傷害保険等の加入が必要な場合は、その費用を本業務で負担する。

9 その他業務実施上の条件

- (1)委託者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2)受託者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (3)本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに支援センターに移転するものとし、著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって支援センターに譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (4)業務の遂行において疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (5)この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存しなければならない。

10 業務委託料

(1)支払い

原則、精算払いとし、必要に応じて協議のうえ決定する。

(2)委託料の返還

受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払い停止若しくは既に支払った委託料の一部を支援センターに返還する。また、上記により契約を解除した場合は受託者に対して違約金を求める場合がある。

(3)委託料の減額

本事業の委託料で措置することのできる経費は、本事業の実施に係る経費のみとし、実績に応じて契約額を減額することがある。

11 経費算定上の留意事項

本事業の対象となる事業費は、本事業を実施するために必要な経費のうち、受託者の通常業務と区

分して計上することが可能な経費とする。また、見積書の作成にあたっては、以下の事項に留意し、人件費、事業費及び消費税等がわかるように区分して作成するものとする。

- (1) 本事業実施に係る経費については、契約上限額・区分(人件費、事業費、消費税等)・科目(*P6-7)・積算内訳の別で、具体的に計上する。なお、各経費は消費税等抜き額を記載し、総事業費に一括して消費税等を計上するものとする。消費税は100分の10とする。
- (2) 積算内訳には、内訳毎に積算根拠(単価、数量等)を示しながら積み上げること。
- (3) 計上できる経費は、契約期間中に執行するものだけであり、契約期間前後の経費は計上できない。
- (4) 受託者の人件費は、原則として時間単価に事業従事時間数を乗じたものとし、時間単価は健保等級証明書(給与明細書)に基づき等級単価一覧表から算出する。しかしながら、条件を満たす場合(*P12)は受託者単価、また出向者等の場合は実績単価計算(*P11)での算出も可能とする。
- (5) 受託者の社会保険料の算定は17%以下とする。しかしながら、受託者単価あるいは実施単価計算を選択した場合は対象外とする。

*これに限ったものではないが、「経済産業省大臣官房会計課 委託事業事務処理マニュアル 令和3年1月」参照のこと

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf

1.2 提出を要する書類等

委託業務が完了したときは、遅延なく本業務の成果及び本業務の実施に要した経費等について、(1)外国人材受入支援事業及び(2)外国人留学生等就職サポート事業それぞれにおいて、実績報告書(任意形式)等に証拠書類を添えて、紙媒体及び電子媒体にて支援センターへ提出すること。なお、実績報告書には下記の(1)①～⑦の内容と事業効果、課題を取りまとめて盛り込むこと。

(1) 委託業務実績報告書

- ① 事業の概要
- ② 委託事業の実施期間
- ③ 委託事業の事業費及び人件費
- ④ 事業従事者の業務日報
- ⑤ 業務委託仕様書の事業内容にかかる実施報告(セミナー、個別相談会、各就労支援活動等)及び目標に対する実績
- ⑥ すべての支援活動における参加者の名簿(企業、求職者等)及びアンケート
- ⑦ 就業支援を実施した対象者及び参加企業の名簿

(2) 収支決算書

(3) その他必要と思われる資料として指示するもの

※本業務の関連書類については、業務完了後5年間保存しなければならない。

1 3 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

(2) 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

(3) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
- ③ 当方に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、支援センターと協議すること。

(4) 落札資格停止等の措置

契約締結権者は、受託者が(3)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(5) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、三重県産業支援センター個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(6) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

1 4 受託上の留意点

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 本事業は常に変化する雇用状況をにらみながら、必要に応じて本仕様書に定めのない業務についても支援センターと協議のうえ、工夫して実施することで事業の成功を目指すこと。

1 5 その他

(1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とする。

(2)提出された各企画提案資料は返還しない。

(3)事業実施にあたり、仕様書及び契約書に定めのない事項や細部の業務内容については、支援センターと受託者が協議のうえ実施するものとする。

16 担当部局

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891

公益財団法人三重県産業支援センター

事業部 経営支援課 雇用人材担当

地域活性化雇用創造プロジェクト

【担当者】

森(外国人材受入支援事業)

西村(外国人留学生等就職サポート事業)

電話番号：059-253-1260

FAX番号：059-253-1262

メールアドレス：chipro@miesc.or.jp

別表)

地域産業活性化コース

対象業種
ア 食・観光関連産業 食料品製造業(09)、飲料・たばこ・飼料製造業(10)

地域雇用活性化コース

対象業種
イ 自動車関連産業 輸送用機械器具製造業(31)、繊維工業(11)、家具・装備品製造業(13)、化学工業(16)、石油製品・石炭製品製造業(17)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、技術サービス業(74)、自動車整備業(89)
ウ 食・観光関連産業 飲食料品小売業(58)、宿泊業(75)、飲食店(76)、木材・木製品製造業(12)、パルプ・紙・紙加工品製造業(14)、印刷・同関連業(15)、なめし革・同製品・毛皮製造業(20)、窯業・土石製品製造業(21)、その他の製造業(32)、電気業(33)、鉄道業(42)、道路旅客運送業(43)、道路貨物運送業(44)、倉庫業(47)、運輸に附帯するサービス業(48)、各種商品小売業(56)、織物・衣服・身の回り品小売業(57)、その他の小売業(60)、無店舗小売業(61)、持ち帰り・配達飲食サービス業(77)、洗濯・理容・美容・浴場業(78)、その他の生活関連サービス業(79)、娯楽業(80)、その他の事業サービス業(92)
エ 情報関連産業 情報サービス業(39)、通信業(37)、放送業(38)、インターネット附随サービス業(40)、映像・音声・文字情報制作業(41)

※備考：()の数字は日本産業分類の中分類番号

※この事業を利用することができる企業は、上記業種に該当する企業であって、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト賛助会に入会しているあるいは入会する企業とする。